

商 品 名 (愛 称)	こうぎん長期固定金利住宅ローン(住宅金融支援機構買取型)フラット35													
ご利用いただける方	<p>お申込時の年齢が70才未満の方(親子リレー返済を利用される場合は、70歳以上の方もお申しいただけます。)            安定した収入がある方            日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方            フラット35とその他のお借入れを合わせたすべてのお借入れの年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方</p> <table border="1"> <tr> <td>年収基準</td> <td>400万円未満 30%以下</td> <td>400万円以上 35%以下</td> </tr> </table> <p>すべてのお借入れとは、【フラット35】による借入れのほか、【フラット35】以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い)による購入を含みます。などの借入れを言います。</p>		年収基準	400万円未満 30%以下	400万円以上 35%以下									
年収基準	400万円未満 30%以下	400万円以上 35%以下												
お 使 い み ち	<p>お申込ご本人またはご親族(注1)がお住まいになるための、住宅の建築資金または購入資金、並びに自ら所有し、かつ、居住するための住宅(セカンダリハウス)を建設、または購入する場合にもご利用いただけます。(リフォームのための資金や、ローンのお借換えにはご利用いただけません。)            また、請負契約書または売買契約に含まれていない場合でも、別途、領収書等により金額が確認できる場合は、融資対象となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>設計費用</td> <td>建築確認・中間検査・完了検査申請費用</td> </tr> <tr> <td>敷地の測量、整地のための費用</td> <td>請負(売買)契約書貼付の印紙代</td> </tr> <tr> <td>敷地内の既存家屋等の取り壊し、除去の費用</td> <td>住宅性能評価検査費用</td> </tr> <tr> <td>住宅への据え付け工事を伴う家具を購入するための費用</td> <td>適合証明検査費用</td> </tr> <tr> <td>水道負担金</td> <td>競売物件を直接取得する場合は住宅購入費(落札価額)</td> </tr> <tr> <td>新築住宅を購入する際の内装変更、設備設置のための工事費用</td> <td>他、領収書等により金額が確認できる住宅取得関連費用</td> </tr> </table>		設計費用	建築確認・中間検査・完了検査申請費用	敷地の測量、整地のための費用	請負(売買)契約書貼付の印紙代	敷地内の既存家屋等の取り壊し、除去の費用	住宅性能評価検査費用	住宅への据え付け工事を伴う家具を購入するための費用	適合証明検査費用	水道負担金	競売物件を直接取得する場合は住宅購入費(落札価額)	新築住宅を購入する際の内装変更、設備設置のための工事費用	他、領収書等により金額が確認できる住宅取得関連費用
設計費用	建築確認・中間検査・完了検査申請費用													
敷地の測量、整地のための費用	請負(売買)契約書貼付の印紙代													
敷地内の既存家屋等の取り壊し、除去の費用	住宅性能評価検査費用													
住宅への据え付け工事を伴う家具を購入するための費用	適合証明検査費用													
水道負担金	競売物件を直接取得する場合は住宅購入費(落札価額)													
新築住宅を購入する際の内装変更、設備設置のための工事費用	他、領収書等により金額が確認できる住宅取得関連費用													
融 資 対 象 と なる 住 宅	共通	<p>住宅の床面積(上限はありません)            一戸建て、連続建て、重ね建て(注2)の場合：70㎡以上            共同住宅(マンションなど)の場合：30㎡以上            住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅(敷地面積の要件はありません)            店舗や事務所と併用した住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の1/2以上あること</p>												
	新築	<p>建築費(建築に付随して取得した土地の購入費も含められます。)または購入価格が1億円以下(消費税を含みます)            借入申込日において竣工から2年以内の住宅で人が住んだことがない住宅</p>												
	中古	<p>購入価格が1億円以下(消費税を含みます)            借入申込日において竣工から2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅            (ただし、建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合(注3)は、機構の定める耐震評価基準等に適合していることが必要です。)</p>												
融 資 金 額	100万円以上8000万円以下(1万円単位)で、建築費または購入価格の100%以内													
返 済 期 間	<p>次のいずれか短い方であること            15年以上35年以内(1年単位)            (ただし、申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上)            完済時の年齢が80歳となるまでの年数</p>													
融 資 金 利	<p>固定金利 融資金利は、取扱店(当行四国島内の本支店及び岡山支店)の店頭及び住宅金融支援機構のフラット35サイトでご案内しています。            お申込みの受付時ではなく、資金のお受取り時の金利が適用されます。(注4)            また、住宅の性能基準により、フラット35S(当初10年間0.3%引下げ)の適用を受けることができます。</p>													
返 済 方 法	元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い 6カ月毎のボーナス払い(ご融資金額の40%以内(1万円単位))も併用できます。													
担 保	ご融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。													
保 証 人	必要ありません。													
団 体 信 用 生 命 保 険	団体信用生命保険をご利用ください。													
火 災 保 険	ご融資となる住宅に火災保険を付けていただきます。なお、敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険金請求権に、住宅金融支援機構を質権とする第1順位の質権を設定していただきます。													
手 数 料	融資金手数料は52,500円(消費税含む) 物件検査の手数料は適合証明機関や建設される地域、戸建て住宅かマンションかによって異なります。													
保証料・繰上返済手数料	必要ありません。													

(注1)申込ご本人又はその配偶者の直系尊属(申込ご本人の直系尊属が存しない場合は、申込ご本人のおじ・おば・兄・姉又はそれらの者の配偶者、申込ご本人の配偶者の直系尊属が存しない場合は、申込ご本人の配属のおじ・おば・兄又は姉とすることができる。)と直系尊属(申込ご本人の直系尊属が存しない場合は、申込ご本人のおい・めい・弟・妹若しくはそれらの者の配偶者、申込ご本人の配属のおい・めい・弟若しくは妹とすることができる。)

(注2)連続建て住宅：共同建て(2戸以上の住宅が廊下、階段、広間等を共有する建て方)以外の建て方で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のこと。重ね建て住宅：共同建て以外の建て方で、2戸以上の住宅を上重ねる建て方のこと。

建て方については詳しくは適合証明機関(検査機関または機構住宅調査技術者(中古住宅のみ))にお問い合わせください。

(注3)建築確認日が確認できない場合は、新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の場合。

(注4)資金のお受取り日は、1日(休日の場合は翌営業日)から末日(休日の場合は前営業日)です。